

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年5月18日

大阪府知事 様

（大阪府泉州農と緑の総合事務所長 様）

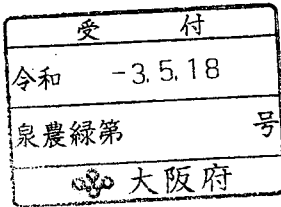
住 所 大阪府岸和田市岸城町7番1号

提出者 岸和田市

氏 名 岸和田市長 永野 耕平

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （072）445-1000



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	市立岸和田市民病院
事業場の所在地	大阪府岸和田市額原町1001番地
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：医療業
② 事業の規模	400床
③ 従業員数	862人（令和3年4月1日）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為に伴って発生 ⇒感染性廃棄物の判断フローに基づいて感染性廃棄物と判断できるものを感染性廃棄物専用容器に入れて保管 ⇒収集・運搬・処理委託

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	203.853 t	1.190 t
	(これまで実施した取組)		
・滅菌処理できるものは、滅菌し排出抑制に努めている。(感染性廃棄物)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	130.000 t	1.000 t
	(今後実施する予定の取組)		
・滅菌処理できるものは、滅菌し排出抑制に努める。(感染性廃棄物)			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分し分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き分別保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	33.942 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・乾燥滅菌減量装置を使用し、排出抑制に努める。（感染性廃棄物）			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	50.000 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・乾燥滅菌減量装置を使用し、排出抑制に努める。（感染性廃棄物）			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

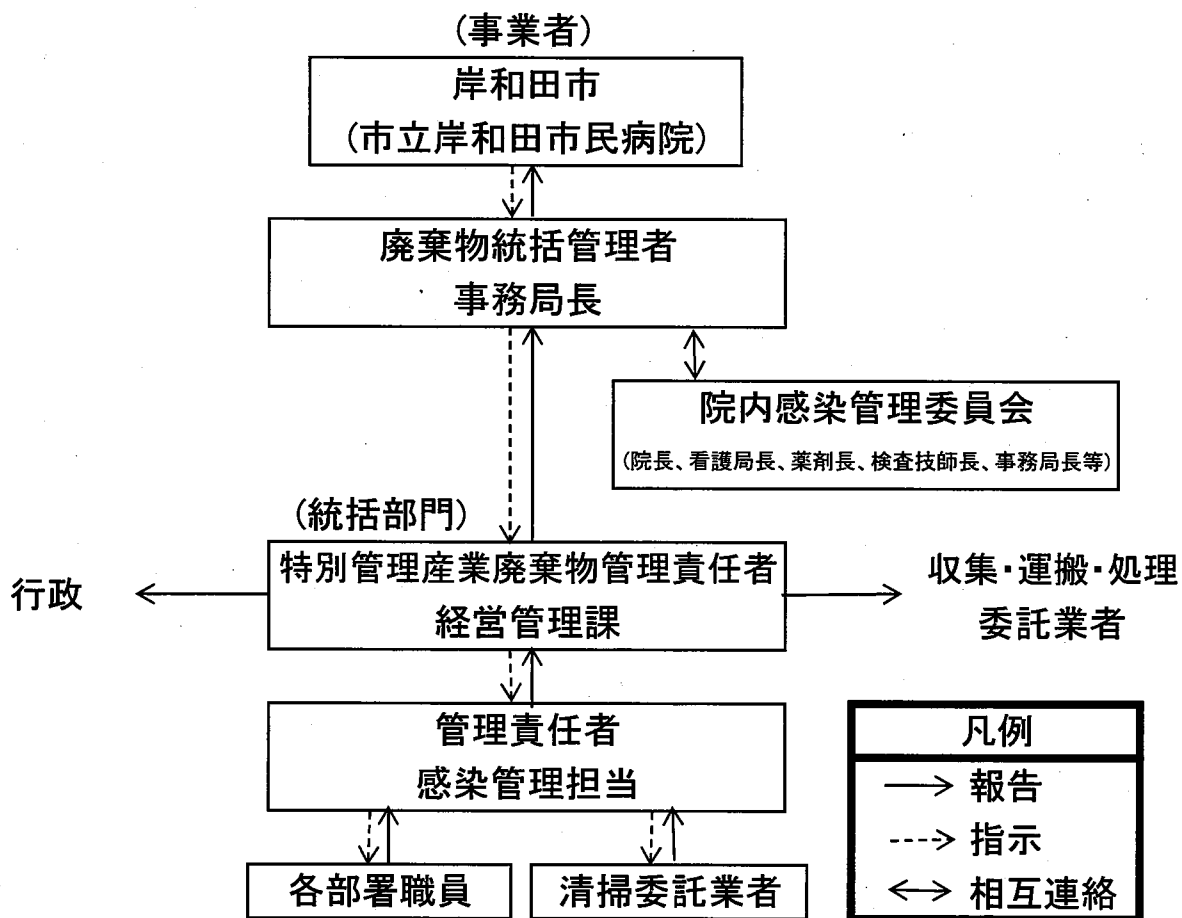
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	169.911 t	1.190 t
	優良認定処理業者への処理委託量	169.911 t	1.190 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	169.911 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・許可証等による処理業者の許可内容確認 ・現地処理施設の確認 （感染性廃棄物は、中間処理施設で焼却し、焼却灰は最終処分場で焙焼して、土木資材等に再利用されている。また、引火性廃油は中間処理施設で混練りし、燃料化している。）		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	80.000 t	1.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	80.000 t	1.000 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	80.000 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストを令和2年4月から導入しており、対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者と契約が完了している。 ・委託処理業者に対しては、引続き定期的に処理状況の現地確認を行う。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和2年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	171.101 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・令和2年4月から電子マニフェストを導入している。産業廃棄物の排出は、全量電子マニフェストで対応することとして運用している。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

添付資料 管理体制図及び組織の役割



管理組織	役割
廃棄物統括管理者	・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等の報告を受け統括的に把握管理
院内感染管理委員会	・針刺し事故防止等の感染予防対策を検討及び院内啓発
特別管理産業廃棄物管理責任者 (経営管理課)	・処理施設(事業場内、外)の定期査察 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(電子マニフェスト)等の入力及び管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する院内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化、減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・委託料金及び電子マニフェスト利用料金の支払
管理責任者	・各部署を巡回し、針刺し事故防止等の感染予防対策の実施状況等確認 ・各部署を巡回し、廃棄物の適正分別等の確認及び指示 ・医療廃棄物の回収、保管状況の確認及び指示
清掃委託業者	・各現場の医療廃棄物を回収、保管 ・保管庫の管理 ・上記内容を報告